

利用者負担額(保育料)や実費徴収について



【お問合せ先・申請書提出先】

奈良市 子ども未来部 子ども給付課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL: 0742-34-5086

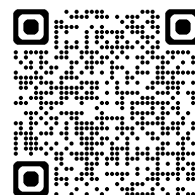
奈良市の子育ておうえんサイト

子育て@
なら あっと

子育て@なら - 奈良市ホームページ

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/>

奈良市の子育てに関する情報や保育所や幼稚園、認定こども園の利用手続き等をご確認いただけます。



目次

✿ 電子申請可能な手続き	2
✿ 利用者負担額(保育料)について	3
✿ 保育料月額表	4
✿ 保育料の決定・変更に関する手続きについて	7
✿ 保育料の減免について	9
✿ 実費徴収・特定負担額について	10
✿ 副食費の徴収免除・助成制度について	11
✿ 保育料や実費徴収等の納付(支払い)について	13
✿ 関連ホームページ	16

✿ 電子申請可能な手続き

オンライン申請サービス(LoGo フォーム)

課税証明書の提出(奈良市保育料等) https://logoform.jp/form/p6et/595460	
外国における収入等の申告(奈良市保育料等) https://logoform.jp/form/p6et/393220	
利用者負担額等多子軽減にかかる申立書(奈良市保育料等) https://logoform.jp/form/p6et/309947	
在宅障がい児(者)のいる世帯該当(非該当)申出書(奈良市保育料等) https://logoform.jp/form/p6et/312470	
異動届(奈良市保育料等) https://logoform.jp/form/p6et/397023	
利用者負担額納付済通知書発行申請(奈良市保育料等) https://logoform.jp/form/p6et/363027	

✿ 利用者負担額(保育料)について

保護者に負担いただく保育料等の費用は、施設で日々保育を行うために必要な経費の一部となるものです。期限までに納付いただけない場合は、施設の運営に支障をきたしますので、必ず期限までにお支払いください。[\(利用者負担額\(保育料\)について - 奈良市ホームページ\)](#)

- 奈良市にお住まいの保護者の方にご負担いただく保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育事業の保育料は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して奈良市が決定いたします。
- 保育料は利用者負担額決定通知書によりご連絡いたします。利用者負担額決定通知書は入園月の中旬頃にご自宅に郵送いたします。
- 保育料は保護者の市町村民税額をもとに毎年度決定されます。保育料の切り替え時期は毎年9月となります。なお、8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定されます。9月以降の保育料が変わる場合は、9月の中旬頃に利用者負担額変更通知書をご自宅に郵送いたします。
- 保育料は月額のため、原則登園日数にかかわらず全額を納付していただきます。病気などにより、登園できない日があった場合も同様です。ただし、病気等により全く登園できない月については、保育料を減免できる場合があります。[\(保育料の減免について\)](#)
- 保育料のほか、実費徴収(通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等)や特定負担額(教育・保育の質の向上を図るための対価)を保護者にご負担いただきます。実費徴収や特定負担額は利用する施設により異なります。入園前に利用を希望する施設に直接ご確認ください。[\(実費徴収・特定負担額について\)](#)

✦ 幼稚園(新制度)、認定こども園(教育部分)の保育料について

- 幼稚園(新制度移行)、認定こども園(教育認定)を利用する全ての子どもの保育料は国の制度により無償化されています。[\(幼児教育・保育の無償化制度について - 奈良市ホームページ\)](#)

✦ 保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業の保育料について

✓ 3～5歳児クラス

- 全ての子どもの保育料は国の制度により無償化されています。[\(幼児教育・保育の無償化制度について - 奈良市ホームページ\)](#)
- 2歳児クラスの子どもについては、年度の途中で満3歳になりますが、翌年度4月に3歳児クラスに進級するまでは無償化の対象となりません。

✓ 0～2歳児クラス

- 奈良市独自の多子世帯支援により、0～2歳児クラスの子どものうち、同一世帯第2子目以降の子どもの保育料は無償としています。[\(第2子目以降の利用者負担額\(保育料\)の無償化について - 奈良市ホームページ\)](#)
- 上記に該当しない場合は、保育料月額表に基づき、保育料を決定します。

保育料月額表

令和8年度保育料月額表

保護者の市町村民税所得割課税額の合算額		階層	保育標準時間	保育短時間
生活保護受給世帯		A	0 円	0円
住民税非課税世帯		B	0 円	0円
48,600 円未満	ひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯	C1	4,000 円	3,950 円
※均等割額のみ課税を含む		C2	8,000 円	7,900 円
57,700 円未満	ひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯	D0-1	6,250 円	6,150 円
		D0-2	12,500 円	12,300 円
67,000 円未満	ひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯	D1-1	6,250 円	6,150 円
		D1-2	12,500 円	12,300 円
77,101円未満	ひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯	D2-1	9,000 円	8,850 円
		D2-2	20,000 円	19,700 円
97,000 円未満		D3	22,000 円	21,600 円
133,000 円未満		D4	30,500 円	30,000 円
169,000 円未満		D5	39,800 円	39,100 円
211,201円未満		D6	46,800 円	46,000 円
301,000 円未満		D7	52,300 円	51,400 円
397,000 円未満		D8	58,300 円	57,300 円
397,000 円以上		D9	64,800 円	63,700 円

市町村民税所得割課税額について

- 市町村民税所得割課税額は、市町村民税の「決定通知書」や「課税証明書」で確認することができます。
- 住宅借入金等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・寄附金税額控除については、適用する前の額を用います。
- 調整控除については、適用後の額を用います。
- 特別税額控除(定額減税)については、適用後の額を用います。
- 政令指定都市では、市民税所得割の税率が 6%から 8%に変更となっています。父母が政令指定都市で課税されている場合は、市民税所得割を従前の 6%相当に換算します。
- 保護者が前年 1 月 1 日又は当年 1 月 1 日時点で奈良市に居住していない場合は、奈良市で市民税の課税を受けていないため、保育料を決定できない場合があります。([保育料の仮決定について](#))
- 保護者が市町村民税の申告をしていない場合は、保育料を決定することができませんので、保育料を仮決定いたします。([保育料の仮決定について](#))
- 父母の所得等によっては、同居の祖父母等を「家計の主宰者」として合算する場合があります。([家計](#))

の主宰者)

✓ ひとり親世帯(母子世帯、父子世帯)について

- 同居のパートナーがいる場合は、ひとり親として保育料を決定することはできません。(同居のパートナーは市町村民税所得割額の合算の対象となります。)
- 離婚調停中の場合は、原則としてひとり親世帯とはなりません。ただし、DV 避難中である場合や、生計を別にしていることが客観的に確認できる場合は、ひとり親世帯として保育料を算定できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- 保育料におけるひとり親の取扱い、他制度におけるひとり親世帯の取扱いとは異なる場合があります。

✓ 障がい児(者)のいる世帯について

- 次の①～⑥のいずれかに該当する世帯を指します。該当する場合は届出が必要です。(電子申請によりご提出いただけます。)
- ① 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者(添付書類:身体障害者手帳の写し)
- ② 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者(添付書類:療育手帳の写し)
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(添付書類:精神障害者保健福祉手帳の写し)
- ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児(添付書類:特別児童扶養手当受給証明の写し)
- ⑤ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者(添付書類:該当申立の場合は、障害基礎年金証書の写し。非該当申立の場合は、年金決定通知書支給額通知書の写し)

✓ 家計の主宰者

- 同居する祖父母等が子どもまたは保護者を税法上の扶養や健康保険上の扶養としている場合は、同居する祖父母等を家計の主宰者とみなし、保護者の市町村民税所得割額と合算して、保育料の階層を決定することになります。
- 同居する祖父母等が子どもまたは保護者を税法上の扶養や健康保険上の扶養としていない場合であっても、保護者の年収がおよそ 130 万円未満である場合は、同居する祖父母等を家計の主宰者とみなす場合があります。
- 父または母の一方が不存在であっても、家計の主宰者に該当する祖父母等がいる場合は、保育料の算定上は、ひとり親世帯として扱いません。

保育料の階層の確認フローチャート

① 生活保護受給世帯に該当しますか？

- 該 当 する ▶▶▶ [A 階層](#)
- 該 当 しない ▶▶▶ ② に進んでください

② 保護者の市町村民税額の合算額を確認してください(ひとり親世帯の場合は、父または母の一方のみ)

- 0円(非課税) ▶▶▶ ③ に進んでください
- 77,101円未満 ▶▶▶ ⑥ に進んでください
- 77,101円以上 ▶▶▶ [D3～D9 階層](#)
- 未 申 告 ▶▶▶ [D9 階層\(仮決定\)](#) ※父または母の一方のみ未申告の場合を含みます。

③ 同居する祖父母等が家計の主催者に該当しますか？

- 該 当 する ▶▶▶ ④ に進んでください
- 該 当 しない ▶▶▶ [B 階層](#) ※同居する祖父母等がない場合を含む

④ 保護者と家計の主催者に該当する祖父母等の市町村民税所得割課税額の合計額を確認してください。

- 0円(非課税) ▶▶▶ [B 階層](#)
- 77,101円未満 ▶▶▶ ⑤ に進んでください
- 77,101円以上 ▶▶▶ [D3～D9 階層](#)

⑤ 障がい児(者)のいる世帯に該当しますか？

- 該 当 する ▶▶▶ [C1～D2-1 階層](#)
- 該 当 しない ▶▶▶ [C2～D2-2 階層](#)

⑥ ひとり親世帯または障がい児(者)のいる世帯に該当しますか？

- 該 当 する ▶▶▶ [C1～D2-1 階層](#)
- 該 当 しない ▶▶▶ [C2～D2-2 階層](#)

❀ 保育料の決定・変更に関する手続きについて

保育料は保護者の市町村民税や世帯の情報に基づき決定します。このため、保護者からのお手続きは必要ありません。ただし、保育料を決定するための情報が不足している場合は、保育料を仮決定することとなります。保育料を仮決定した場合は、保育料を決定するために必要となる手続きを書面にてご案内いたします。

✦ 保育料の仮決定について

- 保育料の決定に必要となる保護者の市町村民税所得割課税額が確認できない場合は、保育料を最高階層(D9 階層)で仮決定します。
- 保育料を決定するための必要書類を提出するまでの間は、仮決定された保育料を納付してください。
- 保育料を決定するための必要書類の提出があった場合は、仮決定していた期間の保育料を遡及して見直しします。

✦ 保育料の変更について

- 保育料が決定されている場合であっても、世帯の異動(保護者の離婚・結婚、祖父母との同居等)によって、保育料が変更される場合があります。
- 保育料の決定・変更は月の初日(1日)時点の状況に基づきます。(月の途中で異動があった場合は、翌月から変更が適用されます。)

保育料の決定や変更は、当年度中に保育料を決定するための必要書類の提出があった場合に限り行います。年度を超えた場合は見直しを行いません。

また、本来は保育料の額が上がるにもかかわらず、届出を怠った場合は、遡及して請求する場合があります。

✦ 手続きについて

保育料を決定するために必要となる手続きは、以下のとおりです。

✅ 4月から8月までの保育料が仮決定になったとき

- 前年1月1日時点で奈良市に居住(住民票を置いていた)していた場合
 - 父または母の市民税が未申告である可能性があります。奈良市の市民税課にて申告を済ませていただき、課税証明書の交付を受け、子ども給付課に提出してください。(電子申請によりご提出いただけます。)
- 前年1月1日時点で他市町村に居住していた場合
 - 前年1月1日時点で居住していた市町村の税担当窓口にて前年度の課税証明書の交付を受け、子ども給付課に提出してください。課税証明証に基づき、保育料の階層を決定します。(電子申請によりご提出いただけます。)

- 前年 1 月 1 日時点で国外に居住していた場合
 - 前々年の外国における所得等を申告していただきます。申告内容に基づき、市町村民税所得割額相当の額を算定し、保育料の階層を決定します。(電子申請によりご提出いただけます。)

✓ 9月から3月までの保育料が仮決定になったとき

- 当年 1 月 1 日時点で奈良市に居住(住民票を置いていた)していた場合
 - 父または母の市民税が未申告である可能性があります。奈良市の市民税課にて申告を済ませていただき、課税証明書の交付を受け、子ども給付課に提出してください。(電子申請によりご提出いただけます。)
- 当年 1 月 1 日時点で他市町村に居住していた場合
 - 当年 1 月 1 日時点で居住していた市町村の税担当窓口にて前年度の課税証明書の交付を受け、子ども給付課に提出してください。課税証明証に基づき、保育料の階層を決定します。(電子申請によりご提出いただけます。)
- 当年 1 月 1 日時点で国外に居住していた場合
 - 前年の外国における所得等を申告していただきます。申告内容に基づき市町村民税所得割額相当の額を算定し、保育料の階層を決定します。(電子申請によりご提出いただけます。)

奈良市で課税されている場合は、課税証明書の提出を省略することができます。ただし、課税額を確認できるまで一定の期間を要するため、保育料の決定を直ちに行うことができない可能性があります。

❁ 保育料の減免について

不測の事態により保育料の支払いが著しく困難になった場合は、保育料の減免を受けることができます。不測の事態とは、本人の責によらない、予見可能性のない失業等であり、育児休業や自己都合退職・転職、自営の売上減少等は不測の事態に該当しません。

減免制度が利用できるかどうかの判定には各種証明資料が必要となりますので、事前にご相談ください。

✔ 保育料の減免を受けることができる理由

- 保育所等を利用する子ども本人が、傷病等のやむを得ない理由により、月の初日から末日まで登園できなかった場合
- 保育料決定の基礎となった年の収入に比べ、保護者の収入が疾病、やむを得ない理由による退職、休業等により、著しく減少し、生活が困難となった場合（自己都合による退職や休業の場合は除く）
- 保育所等を利用する子どもが属する世帯に疾病者があり、疾病者の医療若しくはこれに準ずる諸経費を支払っており、生活が著しく困難となった場合
- 震災、風水害、火災その他の災害のため家屋等が損壊又は収入に著しい変動が生じ、保育料の納付が著しく困難となった場合

❀ 実費徴収・特定負担額について

✦ 実費徴収について

- 通園送迎費・給食費・延長保育利用料・一時預かり保育利用料・文房具費・行事費等、実際の便宜の提供に要する費用です。
- 実費徴収を行うにあたっては、保護者への使途の説明や同意が必要です。
- 給食費のうち、おかず等の費用(副食費)については、減免制度があります。([副食費の徴収免除・助成制度について](#))
- 一時預かり保育利用料については、子育てのための施設等利用給付認定(新2号認定)を受けている場合は、月額 12,300 円まで無償になります。

✔ 子育てのための施設等利用給付認定(新 2 号認定)を受けている場合

- 一時預かり利用料が月額 12,300 円まで無償になります。
- 子育てのための施設等利用給付認定を受けるには申請が必要です。

✦ 特定負担額(上乗せ徴収)について

- 教育・保育の質の向上を図るための対価となる費用です。
- 特定負担額の徴収(上乗せ徴収)を行うに当たっては、額や徴収理由を明示し、保護者に説明・書面による同意を得る必要があります。
- 奈良市立保育所・認定こども園・幼稚園では特定負担額はありません。

🌸 副食費の徴収免除・助成制度について

🌟 副食費の徴収免除について

3～5歳児クラスの保育認定の子ども及び教育認定の子どもが、以下のいずれかに該当する場合は、副食費の徴収が免除されます。([保育所・認定こども園・幼稚園における副食費の徴収免除及び助成制度について - 奈良市ホームページ](#))

✅ 1号認定(幼稚園・認定こども園教育部分利用)

- 年収 360 万円未満相当の世帯(保護者の市町村民税所得割課税額の合算額が 77,101 円未満の世帯)
- 小学校第3学年修了前のきょうだいから数えて第3子以降

✅ 2号認定(保育所・認定こども園保育部分利用)

- 年収 360 万円未満相当の世帯(保護者の市町村民税所得割課税額の合算額が 57,700 円未満の世帯または[ひとり親世帯・障がい児\(者\)のいる世帯](#)で、保護者の保護者の市町村民税所得割課税額の合算額が 77,101 円未満の世帯)
- 小学校就学前のきょうだいから数えて第3子以降

✅ 市町村民税所得割課税額

- 市町村民税所得割課税額は、市町村民税の「決定通知書」や「課税証明書」で確認することができます。
- 住宅借入金等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・寄附金税額控除については、適用する前の額を用います。
- 調整控除については、適用後の額を用います。
- 特別税額控除(定額減税)については、適用後の額を用います。
- 政令指定都市では、市民税所得割の税率が 6%から 8%に変更となっています。父母が政令指定都市で課税されている場合は、市民税所得割を従前の 6%相当に換算します。
- 保護者が前年 1 月 1 日又は当年 1 月 1 日時点で奈良市に居住していない場合は、奈良市で市民税の課税を受けていないため、副食費の徴収免除を適用できない場合があります。
- 保護者が市町村民税の申告をしていない場合は、副食費の徴収免除を適用することができません。
- 父母の所得等によっては、同居の祖父母等を「家計の主宰者」として合算する場合があります。([家計の主宰者](#))

✅ 小学校就学前のきょうだい:

- 小学校就学前のきょうだいは、以下の(ア)～(エ)の施設を利用している児童のみを数えます。
 (ア) 保育所、認定こども園、市立幼稚園、施設型給付幼稚園
 (イ) 私立幼稚園(施設型給付未移行)、国立幼稚園
 (ウ) 特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部

(工)企業主導型保育事業

- 認可外保育施設等、対象にならない施設や事業もあります。

✦ 副食費の助成制度について

上記の副食費徴収免除に該当しない子どものうち、以下に該当する場合は、施設にお支払いいただく副食費が毎月 5,100 円まで軽減されます(軽減額は、変更する場合があります)。([保育所・認定こども園・幼稚園における副食費の徴収免除及び助成制度について - 奈良市ホームページ](#))

✓ 1号認定・2号認定共通

- 上記の副食費徴収免除に該当しない子どものうち、同一世帯のきょうだいから数えて第3子以降の子どもの副食費について、市独自の助成制度により、負担軽減を行っております。
- 助成制度は保護者からの申請を要しませんが、別居している子どもがいる場合は、届出が必要となります。(生計を一にしている子どもに限ります。)
- 助成事業の対象となる子どもについては、「副食費助成のお知らせ」によりお知らせします。

保育料や実費徴収等の納付(支払い)について

保育料や実費徴収等の支払い先

- 利用する施設や施設の設置者(公立・市立)によって、費用の支払い先が異なります。([保育料等の納付方法について - 奈良市ホームページ](#))
- 費用の納付先(支払い先)は以下のとおりです。詳しくは利用施設にお問い合わせください。

施設設置者	施設	区分		支払い先
奈良市	保育所	保育料		奈良市
		実費徴収	給食費、延長保育利用料、災害共済掛金	
			上記以外の費用	
	認定こども園	保育料		奈良市
		実費徴収	給食費、延長保育利用料、一時預かり保育利用料、災害共済掛金	
			通園バス利用料（左京こども園のみ）	
			上記以外の費用	
	幼稚園	実費徴収	一時預かり保育利用料、災害共済掛金	奈良市
			上記以外の費用	施設
民間事業者	保育所	保育料		奈良市
		実費徴収・特定負担金		施設
	認定こども園	保育料		
		実費徴収・特定負担金		
	幼稚園（新制度）	実費徴収・特定負担金		
他市町村	保育所	保育料		他市町村
		実費徴収・特定負担金		
	認定こども園	保育料		又は 施設
		実費徴収・特定負担金		
	幼稚園（新制度）	実費徴収・特定負担金		

奈良市へのお支払い方法

- 原則として、口座振替(自動払込)によりお支払いいただきます。
- 口座振替(自動払込)は、下記の金融機関の口座をご利用いただけます。

指定金融機関

南都銀行

収納代理金融機関

りそな銀行	三菱UFJ銀行	みずほ銀行	三井住友銀行	京都銀行
関西みらい銀行	三十三銀行	あいち銀行	百五銀行	奈良信用金庫
大和信用金庫	奈良中央信用金庫	北伊勢上野信用金庫	京都中央信用金庫	近畿産業信用組合
近畿労働金庫	奈良県農業協同組合	ゆうちょ銀行・郵便局		

- ※ 金融機関の統廃合により、金融機関名が変わる場合があります。口座振替をご利用いただける金融機関については、奈良市のホームページにてご確認ください。[\(奈良市指定金融機関・収納代理金融機関について - 奈良市ホームページ\(会計課\)\)](#)
- ※ 口座振替(自動払込)によりお支払いいただいた費用については、通常納付済通知書は発行していません。振替結果については預貯金通帳への記帳等によりご確認ください。
- ※ 口座振替(自動払込)によりお支払いいただいた費用について、納付済通知書の発行を希望される場合は申請してください。[\(電子申請\)](#)により申請することができます。)

 納入通知書による支払いについて

- 口座振替の手続きが完了するまでは、納入通知書によりお支払いいただきます。納入通知書は以下の金融機関窓口、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリサービスにてご利用いただけます。

窓口納付に対応している金融機関

奈良市指定金融機関及び以下の収納代理金融機関の窓口をご利用いただけます。

指定金融機関

南都銀行

収納代理金融機関

京都銀行	関西みらい銀行	三十三銀行	あいち銀行
百五銀行	奈良信用金庫	大和信用金庫	奈良中央信用金庫
北伊勢上野信用金庫	京都中央信用金庫	近畿産業信用組合	近畿労働金庫
奈良県農業協同組合	ゆうちょ銀行・郵便局(近畿2府4県内)		

- ※ 金融機関の統廃合により、金融機関名が変わる場合があります。口座振替をご利用いただける金融機関については、ホームページにてご確認ください。[\(奈良市指定金融機関・収納代理金融機関について - 奈良市ホームページ\(会計課\)\)](#)

ご利用いただけるコンビニエンスストア

セブン - イレブン	ローソン	ファミリーマート
ミニストップ	デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストアー

ヤマザキスペシャルパートナーショップ	ニューヤマザキデイリーストア
MMK(マルチメディアキオスク)設置店	ポプラ
スリーエイト	生活彩家
セイコーマート	ハマナスクラブ

※ コンビニエンスストアの統廃合により、名称が変わる場合があります。

ご利用いただけるスマートフォンアプリ

PayPay 請求書払い	FamiPay 請求書払い	PayB
auPAY 請求書払い	d払い請求書払い	

※ 各スマートフォンアプリの詳細については、ホームページにてご確認ください。[\(スマートフォンアプリを利用した納付について - 奈良市ホームページ\(会計課\)\)](#)

納期限までに納付できなかった場合

奈良市にお支払いいただく保育料や実費を期日までににお支払いいただけない場合は、延滞金や遅延損害金を徴収いたします。また、督促状の送付のほか、電話や文書による催告を行い、それでもなお納付いただけない場合は、やむを得ず差押等の滞納処分や強制執行等の法的措置に着手する場合があります。これらの措置は、期限までに納付いただいている方との受益者負担の公平性の確保や、施設の運営に係る財源の確保のために行うものです。

保育料や実費を期日までに納付できなかった場合は、理由に関わらず、速やかに納付のためのお手続きを行ってください。

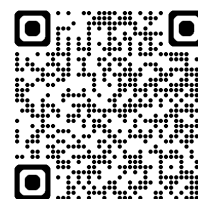
奈良市以外へのお支払い方法

- 納付方法については、施設にお問合せください。

🌸 関連ホームページ

利用者負担額(保育料)について - 奈良市ホームページ

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/5660.html>



幼児教育・保育の無償化制度について- 奈良市ホームページ

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/1282.html>

第2子目以降の利用者負担額(保育料)無償化について- 奈良市ホームページ

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/171130.html>

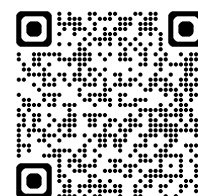


保育所・認定こども園・幼稚園における副食費の徴収免除及び助成制度について

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/170939.html>

保育料等の納付方法について

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/214267.html>



納付相談

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/60/131397.html>